

市民局 12月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由(7条該当号)				担当局	担当
平成29年 12月18日	平成30年 1月4日	H29.12.12付大福祉第3055号不存在による非開示決定通知書の理由に「...情報提供として扱われる案件...政策企画室広聴担当あてに単に伝達...決裁文書を作成しておらず...」とある。市民の声を情報提供として扱った場合について広聴担当が決裁を作成した場合その決裁文書。(注)広聴担当とは全所属についてである。	不存在				号	市民局	総務グループ
平成29年 12月27日	平成30年 1月16日	・平成27年3月27日閱了「公益通報に係る審議結果について（通知）」 ・平成27年12月22日決裁「公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況について（回答）」 ・平成27年12月9日決裁「公益通報処理報告書の提出について」 ・平成28年11月16日決裁「公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況について（回答）」 ・平成28年11月21日閱了「公益通報に係る審議結果について（通知）」 ・平成29年4月27日決裁「公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況について（回答）」	公開				号	市民局	総務グループ